

## 長野市農業委員会 第11回総会議事録

- 1 日 時 令和2年12月25日(金)  
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後2時40分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員  
1番 善財 良治                      2番 池田 昌子                      3番 青木 保  
4番 曾根 信一                      5番 田中 章一                      6番 岡村 豊  
7番 鈴木 洋一                      8番 青木 明夫                      9番 小林 清男  
10番 村田千代春                    11番 佐藤 太吉                    13番 北村 守  
14番 中島 清                        15番 林部 安壽                    16番 羽田 悟  
17番 中澤 澄夫                    18番 関 正和                        19番 吉原 俊夫  
20番 松田 光平                    22番 塚田 厚                        23番 和田 修  
24番 北原 幸平                    25番 北村 正彰
- 4 欠席委員  
12番 小滝 愛子                    21番 酒井 昌之
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 村松 昭                    事務局長補佐 竹下今朝光                    事務局長補佐 小林 達也  
事務局長補佐 川浦 昇                    事務局長補佐 竹内 晃仁                    係 長 西澤 忠  
主 査 萱間 宏美
- 6 議 事
  - (1) 農地法等に係る事項について  
議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第97号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第98号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第99号 非農地決定について  
報告第42号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第43号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第44号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
  - (2) その他農業委員会業務に係る事項について  
報告第45号 農業委員会法改正5年後調査の回答について

曾根会長代理 第11回総会に出席いただきありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。

初めに農業委員会憲章の唱和を行います。ご起立をお願いします。

私が、長野市農業委員会憲章1行目の「長野市農業委員会は」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

**【農業委員会憲章唱和】**

曾根会長代理 ご着席ください。ただいまから第11回総会を開催いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますのでご確認をお願いしたいと思います。本日の総会につきまして、現在の出席人員は、在任委員25名中23名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号12番 小滝委員、議席番号21番 酒井委員です。

最初に挨拶をいただきたいと思います。青木会長よりお願いします。

青木会長 皆さま、雪の交じる足元の悪い中、本日の総会にご参集いただきましてありがとうございます。今年も残すところ、あと1週間で切れる状況になりました。第18期の活動が3月からスタートいたしました。この間、台風19号の復旧作業、新型コロナウイルス感染症の発症拡大で追われた1年でございました。台風19号の水害復旧は、多くの支援をいただく中で実りの秋を迎えることができましたが、コロナの感染症は全く収まる気配なく翻弄された活動の1年でした。しかも、コロナ感染が去るのではなく、ますます自分たちの身近に迫ってくる脅威を感じる今日この頃です。毎回申し上げますけれども、新型コロナウイルスを過度に恐れることなく、また、決して悔ることなく、今まで以上に基本的な感染予防策、3密の回避、マスクの着用、手洗いや手指消毒、検温、十分な換気の徹底を進めていきたいと思っています。コロナ感染の影響で、本来すべきことがどこまで出来て、何が出来なかったのか。また、来年度をどのように迎え、活動を進めるのか、お正月にかけて点検したいと思っています。

私は、任期3年の中で、1本のリンゴの木に例えるなら、初年度の今年は、きちんと根を張らせる。2年目は樹木を太らせ、葉を茂らせる。そして3年目で花にする流れを考えております。地区内に農業委員会活動が根付いてきたかどうか、区切りのこの時期に振り返ってみたいと思います。

さて、今年行われました農林業センサス結果の概報が農水省のホームページ等で公表されております。高齢化による農地の

遊休化・荒廃地化はますます加速の域を迎える傾向にあります。農業生産基盤の弱体化と農村の集落機能低下が並行して進んでいるとの分析がされております。そうした中で地域農業と集落活動の多様な担い手の確保が急務であるとの報告が出ております。まさに私たち長野市もその域にあると思います。

今月10日、私の地元である綿内地区の認定農業者のみの集いを初めて開催いたしました。人・農地プランの実質化の話合いの一環ですが、認定農業者が綿内地区だけで50名おられます。就農者高齢化の中で、シャインマスカット景気や、大型基盤整備事業の導入に伴う地元農業の見直し、そして、ここに来て都会からのUターン組もちらほら見られます。コロナ禍の影響で都会生活に見切りを付け、ふるさとに帰るとの話も聞きました。どうにか果樹を継いでほしいと切望する親の声と、厳しい都会での会社生活の狭間で格闘した結果、帰農への道を選択されたというお話も数件聞いております。こうしたときに、いち早く第2の就職先である農業に定着できるような受け皿が必要であると感じております。言い方が荒いかもしれませんが、盆暮れの帰郷時のみの親の後ろ姿だけでは後継者としての軟着陸が難しいと思います。そうした壁にぶつかったときに、地域の仲間づくりや指導者との関係が大きな助け船になると思っています。話し合いの中でそんなことを感じました。約半数の25名の参加をいただきましたが、手応えを感じた集まりでした。当日は、認定農業者の組織化を提案し、農地、農業政策の情報提供の受け皿として活用できるかと考えております。

今月から農閑期の2月にかけて、各調査会単位で農家相談会が開催されています。私たちにとって直接、農業で困っている仲間の声を聞く大切な事業になります。私ども東部地区調査会では、今年初の相談会を12月18日に開催いたしました。1日の相談件数が、松代、若穂地区合計で27件に達しました。最近にない相談件数であり盛り上がりました。内容は、農地の貸借が中心でしたが、新規就農の相談関係も数件ございました。特に、農地に関する相談は来春への営農計画の基軸となります。関係機関との連携を図り、丁寧に相談に向き合っていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

11月の調査会及び総会で、皆さまがたの賛同をいただきました農業委員の功績者表彰を受賞されましたご3名への祝意行事は、12月11日に役員と事務局により祝意メッセージと記念品を伝達し、お祝いをさせていただきました。受賞されました小山様、小島様、酒井様から、くれぐれもよろしくとの伝言を

いただきましたのでご報告申し上げます。今後、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

令和2年も間もなく幕を下ろしますが、現在、農家の支援労働力として欠かせない外国人労働者の確保が死活問題となっております。いわゆる新型コロナウイルス感染症は、技能実習生や特定技能などの外国人材受け入れ制度において、入国制限による想定外の人手不足、国内で働く外国人の失業という2つの大きな課題を引き起こしました。県内でも市内でも、この影響をまともに受けている農家のお話も聞きました。来年の営業規模を見直す必要に迫られているとのお話でした。また、実習生については、大きな期待と夢を持って、母国で大きな投資をして日本へ渡航準備している多くの若者にとっても誤算の一年でした。一日も早く往来ができる環境が整うことを切望いたします。私ごとで恐縮ですが、昨年の2月、日本に人材を送り込んでいるベトナム国とミャンマー国の農業実態や生活環境の一部を垣間見る機会がありました。そのときの状況を別紙でまとめてございますので、時間があったらご一読いただければ幸いです。

ともあれ、今年の活動も本日をもって納の会議となります。闊達なご議論をお願いします。最後に、今年の活動にご支援、ご協力いただきました皆さまに感謝を申し上げ、来る令和3年が、ご家族共々ご健康で、コロナに勝ち抜く年になりますようご祈念を申し上げてご挨拶いたします。

曾根会長代理  
村松事務局長

続きまして、村松事務局長より挨拶と報告をお願いします。農業委員の皆さまにおかれましては、ご多用中、第11回総会にご出席を賜りましてありがとうございます。それでは行政報告含め、ご挨拶を申し上げます。

はじめに新型コロナウイルス感染状況の関係ですが、長野市内累計で、昨日現在363人。そのうち入院等されている方が現在40人ということでございます。363人のうち11月の感染例が185人、12月の昨日までが89人ということですから、ほとんどが、この11月、12月に第3波といわれる中で集中してきているのかなということ。ちなみに県内では1,071人、入院等されている方は約1割の101人、日本全体では21万608人、東京都は54,018人という状況です。ご案内のとおり11月に警報レベルが4に引き上げられましたけれども、12月に入りまして、現在は県下全域がレベル3ということでございます。それから、11月末に県と共同で市内の飲食店の方を対象にしたPCR検査を行った結果、185名の方が受けられたということですが、全員、陰性とのことでした。飲食店への国の支援策とし

て、ご案内の『Go To Eat』という25%のプレミアがついた食事券がございますけど、この利用期限が来年3月というものを、国では上乗せ率を20%に引き下げて、最長で6月末まで延長する予定といわれております。市内登録店が多数ございますので、ご活用いただければと思います。なお、お酒が入りますと気が緩みがちになりますので、会食等の際は、感染防止マナーの徹底を忘れずをお願いしたいと存じます。

それから、お手元に農業関係の長野市のランキングといえますか、長野市の農業関係の統計的なものを示した国の資料を配布しておりますけれども、その資料によりますと、本市の場合、自給農家数6,622戸ということで、これが全国1位、2015年の数字です。それから、経営面積0.3ha未満の経営体475、これが全国4位。0.3から0.5ha未満が1,933経営体ということで、これは全国1位。0.5から1ha未満が2,162の全国6位で、小規模農家が非常に多いという状況です。リンゴ、ブドウ、モモといった主要果実の経営体が多い状況で、2018年の果実の農業生産額は98億5,000万円、これは全国13位です。県下では1位という状況でございます。参考までに、県下2位は中野市の95億8,000万、3位は須坂市の75億6,000万という状況です。また、リンゴの収穫量は資料にはありませんけれども、長野県全体で14万2,200トン。青森県産が44万5,500トンということで、長野県の収穫量の3倍を超えているという状況で、ほとんど青森のリンゴを食べる機会はありませんけれども収穫量が非常に多いということでびっくりした数字でございます。

また、話は変わりますけれども、気象庁によりますと年の平均気温が今年、日本もそうですが、世界も含め平均気温が更新されるという状況だということです。

いろいろ申し上げましたが、本日の総会は年内最後となります。今年は災害復興の中、新型コロナウイルスに始まりコロナの影響に振り回された1年であったかと思えます。特に、大勢の皆さんが参加する研修会等の活動を計画どおり行うことができませんでした。青木会長はじめ委員の皆さまのご理解、ご協力によりまして、地区調査会、総会等に大きなトラブルもなくまた、農地パトロールはじめ管内及び県内の視察研修会の実施、農政懇談会の開催、中山間地や果樹振興に特化した新たな研修会の開催など、さらには被災農地のマッチング、災害復興支援、人・農地プランの推進等、コロナ禍の中、多大なるご支援、ご協力をいただきました。事務局を代表して御礼を申し上げます。ありがとうございました。

終わりになりますけれども、残すところ今年もあと1週間余

りとなりました。体調管理には十分気をつけられ、健やかに新たな年をお迎えいただきたいと存じます。

本日の議事事項は農地法の許可案件等、議案4件、報告案件3件ございます。慎重審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

曾根会長代理 続きますして議長就任ですが、長野市農業委員会会議規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 規定によりまして議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきますのでご了承ください。

最初に、議事録署名人の指名をいたします。議席番号23番和田修委員と、議席番号24番北原幸平委員をお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとの申し出はありませんでしたが、ここで再確認いたします。本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたらお申し出ください。

**【該当者なし】**

議長 次に、議案の訂正等の報告をお願いします。農地法等に関する事項について事務局からお願いします。

事務局 萱間主査 総会での議案訂正はございません。

議長 訂正なしということですので、審議を進めたいと思います。

それでは、農地法等に係る議案について審議を行います。最初に、議案第96号農地法第3条の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 それでは、議案第96号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。第11回総会農地法等議案の1ページをご覧ください。番号1番から2ページの7番までの7件でございます。内容は、所有権移転案件が6件、賃貸借権設定案件が1件となります。なお、1ページの1番は、備考欄に記載のとおり空き家に付随する特定農地でございます。先月の総会で、空き家取得者が取得する特定農地の指定についてご決定をいただいたものですので、地区の下限面積並びに農家創設の要件はございませんが、受人から農地を3年以上継続

して耕作する旨の誓約書を提出いただいております。また、2番、3番から5番及び7番の計5件は、受人3名の農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することのできない要件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。

　　それでは1番から7番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から1番、お願いします。

関 地区調査会長 　　1番について報告いたします。3条の許可要件の一つとして下限面積要件がありますが、当案件につきましては、遊休農地の解消を図るために市が実施する移住の促進、空き家の解消に関する事業等により、10a未満の別段面積が定められておりまして、この要件を満たしているので許可ができると判断をいたしました。

議 長 　　続きまして、中部地区調査会長から2番から4番、お願いします。

北村地区調査会長 　　2番は農家創設ですけれども、4月の総会にかけようとしたところ譲渡人が急遽亡くなったということで取り下げた案件です。今回、相続が完了したことから申請されたものです。計画に問題はないと思われまして許可相当と判断いたしました。3番、4番は中部調査会、5番は南部地区の調査会の案件ですけれども、まとめて代表してということで説明しますが、農家創設案件です。70代の方ですけれども、人物、計画共にしっかりしたものということでして、5番の南部地区調査会の審議結果もお聞きしておりますが、併せて営農計画に問題はないと思われまして、許可相当と判断しております。

議 長 　　続きまして、南部地区調査会長から6番、お願いします。

村田地区調査会長 　　6番は、調査会で検討した結果、下限面積等の要件を満たしており、問題ないと判断しました。

議 長 　　続きまして、東部地区調査会長から7番、お願いします。

北村地区調査会長 　　7番は農家創設ということですが、奥さまが相続されたんですけど、農地と宅地の間に栗の畑があって、それを今回、作ろ

うということです。作業効率がいいということで計画したものです。話の中で出たんですが、草がボウボウで結構大変な所ですが、そこら辺もしっかりやっていただくよう担当の佐藤農業委員によく見ていただきながらやっていただければということで、許可の条件に適合しており問題ないということでまとまりました。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようなので、採決に入ります。議案第96号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしましたので、議案第96号は、すべて許可と決定いたしました。

続きまして、議案第97号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第97号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。議案の3ページをご覧ください。番号1番の1件です。1番は、自己用住宅を建築する転用案件です。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達しました1件の案件につきましては許可済みとなっておりますのでご報告申し上げます。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。それでは1番につきまして、西部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

岡村地区調査会長 説明にありましたように、自己用住宅の建築ということで、調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第97号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】



議 長 全員賛成ですので、議案第 97 号を許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第 98 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 98 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。議案の 5 ページをご覧ください。番号 1 番から 8 ページの 12 番までの 12 件です。1 番は、長野市が子どもプラザ利用者送迎用の駐車場を設置する転用案件です。受人が地方公共団体ですが、土地収用法その他の法律によって収用するもの以外となりますので、農地法の許可が必要になります。2 番は、農業用倉庫を建設する転用案件です。3 番は、農業用機械置き場、農業用車両及び従業員の駐車場を設置する転用案件で、農振軽微変更が令和 2 年 11 月 4 日に行われております。4 番は、農地の中にあるお墓に入るための参拝用通路を設置する転用案件です。6 ページをご覧ください。5 番は、長野建設事務所が発注した防災工事用仮設道路設置の一時転用案件です。6 番は、会社の従業員用駐車場を設置する転用案件です。7 番は、住宅敷地を拡張して家庭菜園と庭を設置する転用案件です。7 ページをご覧ください。8 番から 11 番は、いずれも太陽光発電施設設置の転用案件でして、4 件ともに渡人、受人が同一者ですが、経済産業省の FIT 法の認定を別々に受けておりまして個別の申請案件となっております。8 ページをご覧ください。12 番は、砂利採取を行うための一時転用案件です。合計の転用面積が 4,556 m<sup>2</sup>と、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める条件の 30 a、3,000 m<sup>2</sup>を超えておりますので、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえて、長野県で許可・不許可の判断を行うものとなります。

以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達いたしました 8 件の案件は、すべて許可済みとなっておりますのでご報告いたします。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。それでは、1 番から 8 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願い申し上げます。

初めに、西部地区調査会長から 1 番、お願いします。

岡村地区調査会長 1 番は、子どもプラザの駐車場設置の案件でして、許可条件に適合しており問題ないと判断をさせていただきました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から 2 番、お願いします。

北村地区調査会長 2 番ですけれども、住居から川中島の田まで農機具を運んでいたんですが、隣地を購入して農業倉庫を建設するというものでして、周辺農地の営農条件に支障がないことから許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から 3 番から 5 番、お願いします。

村田地区調査会長 3 番、4 番、5 番は、いずれも先ほどの説明のとおりで、調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しているため問題ないと判断いたしました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から 6 番から 12 番、お願いします。

北村地区調査会長 6 番は、駐車場の設置、7 番は、住宅の敷地を拡張して家庭菜園と庭を設置したいということです。これについては周辺農地には問題ないということでもあります。それと 8 番、9 番、10 番、11 番のソーラーの関係ですが、この土地が山に接しておりまして、その周りには農地がないというようなことから、周辺農地には影響がないということです。それと 12 番、砂利採取ということでもあります。これについては、いろいろ周辺の方の承諾とか、そういうのも頂いておりますが、特に、問題となるのが水問題でございまして、該当する農地の周辺に自分で井戸を掘って水を使っているような方を全部調べて、その方たちに対して、水が出なくなった場合は補償しますというようなことで許可を得ているということでありまして、そこまでだったら周辺の農地にも影響ないだろうということで、許可条件に適合するということと判断をさせていただきました。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

議 長 【質疑なし】

議 長 特に意見がないようですので、採決に入ります。議案第 98 号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】

議 長 全員の挙手を確認させていただきました。議案第 98 号は、すべて許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

議 長 続きまして、議案第 99 号 非農地決定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 99 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。議案の 9 ページをご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。また、農地所有者は、送付された非農地決定通知を添付して法務局で地目変更登記を行うことができます。表の下に集計が載っております、今月ご決定いただくものは、山林が 14 筆、原野が 6 筆の計 20 筆で、面積は、延べ 7,637 m<sup>2</sup>です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決に入ります。議案第 99 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 99 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 42 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 43 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について及び、報告第 44 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐 報告第 42 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、ご報告申し上げます。議案の 11 ページをご覧ください。番号 46 番から 13 ページの 54 番までの 9 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の転用届けでして自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届けです。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなり、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 43 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、ご報告申し上げます。議案の 15 ページをご覧ください。番号 126 番から、19 ページの 142 番までの 17 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届けで、農地の権利移動を伴う転用届けになります。内容につきましては

は記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 44 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について、ご報告申し上げます。議案の 21 ページをご覧ください。番号 1 番から 4 番までの 4 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 a 未満で、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりでございます。このうち、1 番と 2 番は、令和元年東日本台風災害により農業用倉庫を建て替えるものです。3 番は、備考欄に記載のとおり既存施設の一部を撤去し農地に戻したことで施設敷地面積が減ったため改めて届出されたものでございます。4 番は、農振軽微変更が令和 2 年 12 月 3 日に行われております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

以上、報告案件の 3 件について説明いたしました。よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま事務局から、報告第 42 号、第 43 号及び第 44 号について説明がありました。発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 　　質問がないようですので、報告案件でございますので、ご了解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、農地法等に関する事項についての議事が終了いたしました。

次に、その他農業委員会業務に係る事項の議事に移りたいと思いますが、案件が少ないので休憩を取らずに続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 　　異論がありませんので、その他農業委員会業務に係る事項について審議をいたします。

報告第 45 号 農業委員会法改正 5 年後調査の回答についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 　　お手元の右上に資料 No. 1 と付しているものをご覧くださいと思います。報告第 45 号 農業委員会法改正 5 年後調査の回答について、ということではありますが、こちらにつきましては、全国農業会議所から調査の実施について依頼があったもので、内容は中段にも書かれておりますが、農業委員会制度の大

改革となった平成 28 年の改正農業委員会法の施行から 5 年を迎えたという中で、委員会の活動や運営の課題等を改善していくことを目的に調査を実施するというものであります。こちらの回答期限が 12 月 25 日、本日までということになっておりましたので、17 期の委員の皆さまからアンケートを採った結果、それから先日、12 月 11 日の役員会で役員の方からいただいたご意見を基に回答を作成して、全国農業会議所に報告しております。ですから、皆さまには回答内容についての報告という形になりますが、よろしく願いいたします。

1 枚おめくりいただきまして、5 年後調査の概要をご覧くださいと思います。1 番に、調査対象ということで全国の農業委員会。それから、2 番に、調査の目的ということで、先ほどもお話しさせていただきましたが、活動の上での課題等を確認したいというものであり、回答いただいた調査結果を公表するとともに、国等の意見交換の際の資料に使いたいということでもあります。一番下に、4 番で、スケジュールの記載がありますが、1 月中旬以降に調査集計、調査結果が公表されるということでもありますので、それらの資料を基に、長野市におきましても、委員会の体制、課題等を今後検証してまいりたいと考えています。

次のページですが、調査項目については②番にありますとおり 3 編に分かれております。まず、農業委員会制度の改正点について。次に、農地利用最適化活動について。最後に、その他の取り組みについてということでアンケートが組み立てられております。2 ページ以降 12 ページまでアンケート内容がつけられておりまして、その後ろに 5 年後調査のエクセル様式の調査票ということで回答を載せてございます。地域等から聞こえてきた課題も含めて回答してございます。なお、調査票の最後のページになりますが、Q62、太陽光発電施設の転用案件に関する課題や要望ということで、長野市でも太陽光案件について幾つか課題も出てきている中で、記述により回答してございます。5 年後の調査の実施につきましては以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、事務局から報告事項の説明をいただきましたけれども、この内容につきまして、ご意見お持ちの方は挙手をお願いいたします。

中 島 委 員 　　この調査は 5 年ごとに実施していくものですか。

竹内事務局長補佐 　　この調査は、大改革の制度改正があつてから 5 年を迎えた中で、今回初めて行われたものです。今後、毎年 5 年おきにアンケート調査を行うというものではないと思いますが、大改革が

あって5年が経過した中で、どんな課題があるのか検証を行い、それを浮き彫りにしたいということでのアンケートになります。

3年後に改選ということで、19期の委員会に引き継ぐ形にはなりますが、こちらの回答内容について、お時間のあるときにお読みいただければと思っております。

**【質疑なし】**

議 長 それでは、この件につきましては意見がございませんので、これは報告案件ということですので、事務局説明で内容をご了解いただきたいと思います。

以上で予定しました議事が終了いたしました。

これで、私の議長の任を解かせていただきます。委員の皆さまご協力をいただきましてありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長の大役お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となります。

以上で、第11回総会を終了といたします。皆さまお疲れさまでした。